

# 印紙税 実務研修！

ペーパレス化が進むとはいえ、取引では文書が残される場面は依然として多く、様々な文書に接する機会が多いでしょう。その中で扱う契約書や受取書に貼る「印紙」は身近な税金ながらその仕組みはとても複雑で、契約書等を前にして「課税文書に該当するかどうか。納付すべき印紙税額はいくらか。」と悩んでおられる方も多いのではないのでしょうか。なかには印紙税の納付漏れを指摘され、多額の過怠税を追徴課税されたという例も珍しくありません。本研修では、実務に精通した講師が「課税される文書」と「課税されない文書」、その判断の重要ポイントについてわかりやすく解説します。

印紙税って複雑？

課税文書とは？

請負契約書と基本契約書の関係？

納品書、申込書は契約書に当たる？

開催日時 2022年 3月22日(火) 13:30～15:30

開催場所 南納税協会 3階 会議室

大阪府中央区谷町7-5-22 06-6762-2457

講師 税理士 内川 毅彦 氏

#### 講師プロフィール

国税庁課税部諸税第一係長 大阪国税局課税第二部消費税課 課長補佐、大阪国税局総務部税務相談官、大阪国税不服審判所 副審判官などを経て平成28年退職 現在 福井県立大学経済学部経営学科教授、税理士、司法書士  
主な著書：「フローチャート印紙税・図解による印紙税課否判定」（法令出版）



#### お申込み参加に当たって

- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合がございます。
- ・参加の際は、マスク着用にてのご来場をお願いします。
- ・当日発熱等の症状が疑われる方は受講をお控えください。感染拡大防止と安全第一へのご理解をお願いします。

主催員 公益社団法人 南納税協会  
20名（先着順）

感染症対策のため少人数制とさせていただきます。  
このため参加人数を1会員、1企業につき2名（個人会員1名、税理士事務所1名）までとさせていただきます。 **定員超過の場合、企業・事業者の方を優先させていただきます。**

※お手数ですが下記にご記入後FAXにてお申込下さい。南納税協会ホームページからも申し込みいただけます。

## ◇ 印紙税 実務研修！ 申込書 ◇

公益社団法人  
南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

年 月 日

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。

※ご記入頂いた個人情報、当協会の研修会・セミナーに関する連絡、確認、各種サービスに関するお知らせ等にものみ使用させていただきます。

○をご記入ください

・南納税協会員 ・他納税協会員 ・一般

会社名		氏名	
住所	〒	TEL	
		FAX	